

1 第1回選定評価委員会開催趣旨について

横浜市道路附属物自動車駐車場は、無秩序な路上駐車による交通渋滞や交通事故の防止を目的として、都心部の6か所に整備（平成9年度から平成15年度に開業）されました。令和2年度からは指定管理者による運営を行っており、現在の指定管理期間は令和6年度末までとなっているため、次期指定管理者の選定を行います。

令和6年度は第1回委員会で指定管理者選定手続きの細目、選定基準、公募要項等の内容、第2回委員会で指定候補者及び次点候補者を選定します。

○横浜市道路附属物自動車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の指定等）

第4条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会(以下「選定評価委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会を置く。

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（担当事務）

第2条 委員会は、道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項等の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 評価基準
- (6) 評価の決定
- (7) 指定管理者の指定の取消し
- (8) その他市長（区長）が選定、評価等について必要と認める事項（議事）

2 会議の成立について

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

第8条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

3 委員の紹介について

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会 委員名簿

（委嘱期間 令和5年7月4日から令和7年7月3日まで）

（敬称略 五十音順）

氏名	役職
<small>くりた</small> 栗田 るみ	公益財団法人横浜市観光協会専務理事
<small>こはやかわ さとる</small> 小早川 悟	日本大学理工学部交通システム工学科教授
<small>しらいし みなこ</small> 白石 美奈子	神奈川弁護士会
<small>たなか じゅん</small> 田中 淳	公認会計士
<small>よしおか よっこ</small> 吉岡 耀子	交通・環境ジャーナリスト

4 議題

議題1 委員長及び職務代理者の選任

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

議題2 会議の公開

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第31条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（会議の公開）

第10条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

議題3 指定管理者選定の調査審議

○横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会運営要綱（抜粋）

（担当事務）

第2条 委員会は、道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価（以下「評価」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

(1) 選定手続の細目

(2) 選定基準

(3) 公募要項等の内容

（今回確認資料）

(1) 横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者公募要項

(2) 選定基準

(3) 候補者提出書類一式